

国際連合

A/HRC/RES/17/19

総会

配布：一般

2011年7月14日

原文：英語

人権理事会

第17回会期

議事日程議題8

ウィーン宣言および行動計画のフォローアップおよび履行

人権理事会によって採択された決議*

17/19 人権、性的指向およびジェンダー同一性

人権理事会は、

世界人権宣言および、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、並びに他の関連する中核的な人権文書のような他の人権文書にその後推敲されて定められたような、人権の普遍性、相互依存性、不可分性、相互関連性を想起し、

世界人権宣言が、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とにおいて平等であることを確認し、また全ての者が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別も受けることなく、全ての権利と自由とを共有することが宣言において定められていることをまた想起し、

人権理事会が、あらゆる種類の区別なくまた公平かつ平等な方法で、全ての人の人権および基本的自由の保護の普遍的尊重を促進することに責任を有することを総会が宣言した、2006年3月15日の総会決議60/251をさらに想起し、

世界の全ての地域において、性的指向およびジェンダー同一性を理由として個人に対して行われる暴力と差別の全ての行為に重大な懸念を表明し、

*人権理事会において採択された決議および決定は、第17回会合の理事会の報告書(A/HRC/17/2)、第I章に含まれる。

1. 国際連合人権高等弁務官に対して、世界の全ての地域における、性的指向およびジェンダー同一性に基ついた差別的な法律および実行並びに個人に対する暴力行為について、また如何に国際人権法が性的指向およびジェンダー同一性に基づく暴力と関連する人権侵害を阻止するために用いられるのか 2011 年 12 月に終了する研究を委託し、文書として提供することを要請する。

2. 人権理事会の第 19 回会期の中に、高等弁務官によって委託された研究に含まれた事実によって伝えられた、パネルディスカッションを開催し、性的指向およびジェンダー同一性に基いた差別的な法律および実行並びに個人に対する暴力行為の問題に関する建設的、学識のある、率直な対話を行うことを決定する。

3. パネルが、高等弁務官によって委託された研究の勧告への適切なフォローアップについても討論することをまた決定する。

4. この優先的な問題について引き続き取り組むことをさらに決定する。

第 34 回会合
2011 年 6 月 17 日

[賛成 23、反対 19、棄権 3 によって採択された。投票は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、チリ、キューバ、エクアドル、フランス、グアテマラ、ハンガリー、日本、モーリシャス、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、大韓民国、スロバキア、スペイン、スイス、タイ、ウクライナ、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対：アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、ジブチ、ガボン、ガーナ、ヨルダン、マレーシア、モルジブ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、モルドバ共和国、ロシア連邦、サウジアラビア、セネガル、ウガンダ

棄権：ブルキナファソ、中国、ザンビア]